

区立竹の塚第五公園の防火水槽撤去に関する覚書

本覚書は、足立区（以下「甲」という）と東京消防庁足立消防署（以下「乙」という）との間で、甲が所有する土地（足立区竹の塚六丁目3番地所在。旧区立竹の塚第五公園）（以下「土地」という）に4足都道収第7986号の公園占用許可により設置されている乙の所有に係る防火水槽（以下「本設備」という）の撤去に関し、以下のとおり取り決めるものである。

第1条（目的）

本覚書は、甲及び独立行政法人都市再生機構が令和8年3月2日に本設備の撤去を契約成就の条件とした停止条件付土地売買契約締結及び令和8年11月頃の土地引き渡しを予定しているため、土地に設置されている本設備の撤去およびそれに伴う手続きに関して、甲乙間の権利義務関係を明確にすることを目的とする。

第2条（対象物）

本設備の位置及び仕様は、別紙のとおりとする。

第3条（撤去に伴う消防水利）

乙は、本設備の撤去に伴う消防水利について、本設備周辺の消防活動に支障がない旨を確認した。

第4条（撤去期限）

乙は、本設備の撤去を令和8年10月31日までに完了させるものとする。

第5条（撤去の遅延時対応）

乙が前条の期限までに撤去を完了できない場合は、甲乙双方の協議の上、対応方法を決定するものとする。

第6条（撤去までの使用）

第4条の撤去期限までの間、乙が土地を使用する目的、内容等は、別途甲と締結する土地使用貸借契約において定める。

第7条（撤去及び原状回復）

1 本設備の撤去は乙の費用と責任において行うものとし、本設備撤去工事前の状況に回復するものとする。

2 乙は、本設備の撤去および原状回復の作業が完了した後、甲に対して速やかに完了

の報告を行い、乙が甲に対して書面により撤去完了の通知を行う方法及び、現地立ち合いにより完了確認を受けなければならない。

3 甲が前項の完了確認を行い、原状回復が適切に行われたことを確認した場合、これをもって本設備の撤去が完了したものとする。

第8条（協議）

本覚書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

以上、本覚書の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年1月21日

甲 東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区
足立区長 近藤 弥生

乙 東京都足立区梅島二丁目1番1号
東京消防庁足立消防署長
林 田 淳 司

